

令和4年高島市教育委員会第4回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和4年4月26日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時49分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和4年第3回定例会会議録の承認
令和4年第2回臨時会会議録の承認
会議録署名委員の指名
議第22号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市社会教育委員の委嘱について）
議第23号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について）
議第24号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等について）
議第25号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市教育支援委員会委員の委嘱等について）
議第26号 臨時代理につき承認を求めることについて
（小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について）
議第27号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について）
議第28号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について）
議第29号 高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則を廃止する規則案
報告第3号 令和3年度高島市立学校学校評価について
報告第4号 令和4年度高島市小中学校教職員人事異動について
報告第5号 高島市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について
- 4 出席委員
上原教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者
木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、井上教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部次長（高島市民会館長取扱）、小川社会教育課長、水口文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、山本学事施設課長、玉木学校給食課長、川越教育総務課参事、末綱同課主事
- 6 会議を傍聴した者 2人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第4回定例会の開会を宣言

令和4年第3回定例会および第2回臨時会会議録の承認 全て承認

会議録の署名委員の指名 田邊委員、橋本委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第22号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市社会教育委員の委嘱について）

【説明】 小川社会教育課長

本件は、令和4年3月31日をもって任期が満了となった社会教育委員1名について、社会教育法第15条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に高島市社会教育委員に次の者を委嘱することにつき臨時に代理したので、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

今回委嘱する高島市社会教育委員については、名簿に記載のとおりである。なお、藤田 善弘氏は学校教育の関係者として小学校校長会から選出された。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第23号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について）

【説明】 小川社会教育課長

本件は、令和4年3月31日をもって任期が満了となった高島市子ども読書活動推進協議会委員について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

高島市子ども読書活動推進協議会委員については、名簿記載の10名を今回委嘱または任命するものである。このうち、新任が7名、再任が3名で、高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の規定により関係団体等の推薦をもとに選出した。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第24号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等について）

【説明】 森本市民スポーツ課長

本件は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱または任命にあたっては、高島市スポーツ推進審議会規則第2条第1項の規定に基づき、学識経験を有する立場から1名、関係行政機関の職員から2名、スポーツの推進に関する識見を有する立場から5名、計8名について、それぞれ委嘱または任命するものである。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。

本年度は、平成25年度から10年間を計画期間として策定した「高島市スポーツ推進計画」が最終年度であることから、これまでの実績評価のほか、第2期高島市スポーツ推進計画策定に係る調査・審議など、市のスポーツ施策全般について、専門的な立場や高島市の実情に応じた意見・提言をいただく予定である。

【質疑等】

○田邊委員

推進審議会委員について、4月1日付けの委嘱であることから、武田氏は「前会長」という記載になっているということか。

○森本市民スポーツ課長

4月1日時点で武田氏は高島市スポーツ推進委員会の前会長という立場であった。先日、第1回のスポーツ推進委員会が開催され、引き続き会長を担っていただくことになった。

【採決】 承認

議第25号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市教育支援委員会委員の委嘱等について）

【説明】 岡部学校教育課長

本件は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

高島市教育支援委員会委員については、別紙のとおり、医師2名、学識経験者6名、関係教育機関の職員12名、関係行政機関の職員5名の25名を委嘱または任命するものである。

任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

中学校区、また、市全体の教育支援委員会等において、支援を必要とする子どもたちに応じた判定等を行っていただくことになる。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第26号 臨時代理につき承認を求めることについて（小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について）

【説明】 岡部学校教育課長

本件は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

小中一貫教育の実施校における学園長および統括校長の任命については、別紙のとおり市内小中学校長6名を任命するものである。

任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第27号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について）

【説明】 山本学事施設課長

本件は、高島市立学校結核対策委員会規則第3条第1項の規定により委嘱または任命をしている結核対策委員10名のうち、6名の委員から、令和4年3月31日をもって辞任の申し出があったことから、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年4月1日に委員を変更することについて臨時に代理をしたので、同条同項の規定により、これを報告し、承認を求めるものである。

変更のあった委員は、2号委員の結核の専門家、4号委員の高島保健所長、5号委員の市立学校の校長、6号委員の市立学校の養護教諭、7号委員の教育長が必要と認める者であり、令和4年4月1日の人事異動に伴い、一覧に記載のとおり、それぞれ新たな委員を委嘱または任命したものである。

任期については、同委員会規則第3条第2項において「委員が任期中に欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」と規定されていることから、残任期間である令和4年4月1日から令和4年5月31日までとなる。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第28号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

【説明】 玉木学校給食課長

本件は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

学校給食運営委員会は、学校給食に関する重要な事項ならびに共同調理場の運営について審議する委員会であり、学校給食に関する市の施策について、専門的立場や市の実情に応じた意見・提言

をいただく予定である。今回、高島市学校給食共同調理場設置条例第4条第2項の規定により、別紙に記載のとおり13人を委嘱するものである。委員は、それぞれの所属からの推薦をもとに、各校のバランスを考慮し、選任している。

任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第29号 高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則を廃止する規則案

【説 明】 山本学事施設課長

本件は、高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則を廃止することについて、議決を求めるものである。

本規則は、遠隔地生徒の冬期における通学を確保することを目的に、寄宿舎の設置とその管理運営に関する基本的事項を定めたものであり、現在、寄宿舎として今津中学校寄宿舎およびマキノ中学校寄宿舎を設置している。

しかし、両施設とも、直近10年の記録では寄宿舎としての利用はなく、また、今後についても、寄宿舎として利用の見込みがないことから、今般、本規則を廃止するものである。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

報告第3号 令和3年度高島市立学校学校評価について

【説 明】 岡部学校教育課長

令和3年度高島市立学校学校評価について、別冊資料のとおり、市内全ての小中学校が統一様式により評価報告書を作成したので報告する。冊子の構成としては、マキノ東小学校から順に、中学校区ごととなっている。

以下、報告書の見方を説明する。「評価項目（指導力点）」には、指導の力点および柱となる項目を記載し、指標の欄には、「何を（成果指標を）」、「どう変化させるか（目標）」、「どのように取り組んだか（取組指標）」を記載している。次の「達成状況」には、児童生徒、保護者の評価および教職員の自己評価を、次の「評定」には、A～Dの4段階で評価し、その改善の方策についてまとめている。「学校関係者評価」には、令和3年度最後の学校運営協議会において評価された内容をまとめ、最下段にその評価を踏まえての改善点をまとめ、今年度の取組に生かすものである。

【質疑等】

○田邊委員

自己評価、学校関係者とあるが、それぞれ誰が評価しているのか今一度確認したい。

○岡部学校教育課長

自己評価については、校長が中心となって評価を進めている。学校関係者とは、学校から依頼す

る学校運営協議会である。学校によってさまざまであるが、地域住民、PTA 役員に対して依頼しているところである。

○田邊委員

評価する際の基準はどうなっているか。学校の達成状況によっては、80%達成しているにも関わらず、厳しい評価をしている学校もある。また、達成状況の中身についてであるが、大抵が児童生徒、教職員、保護者による達成状況の評価が多い中、高島中学校に関しては「生徒がAかB評価をしているので目標を達成していると言える」という表現がある。ここには教職員や保護者の評価は含まれていないのか。

○岡部学校教育課長

確かに、高島中学校に関しては、生徒が主体で評価しているというように読み取れる。今後、評価を進めるにあたり、そのあたりの共通理解を進めていきたい。

○田邊委員

学校によってはコロナ禍により行事ができないという状況があったにも関わらず、細かい部分までしっかりとした評価をまとめられている。大変な作業であったと思うので、お礼申し上げます。

○高木委員

この3月までマキノ東小学校とマキノ中学校の学校運営協議会に関わっていた。そこでは保護者と生徒のアンケートの統計等の資料があり、それを見て意見を申し合っていた。可能ならそういった資料を添付するとわかりやすくなるのではないか。

○岡部学校教育課長

各校、そういったアンケートをとり、それらをたたき台に判断しているところである。かなり膨大な量の資料になるので、こういった形でお知らせしていくかについては、今後検討していきたい。

○上原教育長

様式について補足する。各校には、年度当初に評価項目と到達目標を掲げてもらい、1年間の教育活動を行った上でそれらの達成状況の評価する。評価にあたっては、それぞれの学校で指標を掲げるが、教育活動は必ずしも数値で表現できない部分もあるため、指標は数値になっている場合もあるし、取り組み指標になっている場合もある。高島中学校については、子どもたちの変容を指標に置いているため、子どもによる評価を積極的に活用していると思われる。

また、自己評価についてであるが、保護者による評価の結果、子どもによる評価、これらをもとに学校長は達成状況、評定、そして改善方策を決める流れとなっている。そこまで仕上げた段階で、学校関係者評価、つまり学校運営協議会委員に対してアンケートの結果とともに学校の考え方を説明し、意見をもらうことで学校関係者の評価欄が出来上がる。そして、それがすべての分野にわたり総評として出てきて、学校運営協議会委員によって来年度の改善策等に関する意見をもらう。それらを一枚の用紙にまとめるということなので、こういった資料となっている。

学校の評価のやり方については、様々な方策が検討できる部分である。どのように工夫するとよりよい学校評価になるかは今後検討していきたいと考えている。

報告第4号 令和4年度高島市小中学校教職員人事異動について

【説明】 岡部学校教育課長

令和4年度高島市小中学校人事異動について、別紙のとおり報告する。令和3年度末の人事異動により、市内の小中学校で勤務することとなった教職員は、別紙のとおりである。高島市外へ12

人が転出し、代わって市外から8人が転入することとなった。また、新規採用教職員については、小学校教諭7人、中学校教諭6人、養護教諭2人の配置となった。

【質疑等】 なし

報告第5号 高島市学校給食費補助金交付要綱の一部改正について

【説明】 玉木学校給食課長

令和3年度から、本市では、市内に住所を有する児童生徒について、学校給食費の無償化を実施している。このうち、市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者については、高島市学校給食費負担金徴収条例に基づき給食費負担金を徴収しないこととしており、また、市外の小中学校や私立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者については、高島市学校給食費補助金交付要綱に基づき給食費相当分の補助金を交付するという対応をしている。

今回の改正は、補助金交付に係る保護者の事務負担の軽減等を目的として行ったものである。

主な改正点としては、第5条および第8条において、これまで交付申請と実績報告を別々に行う必要があったが、それらを一度に行えるようにすることで保護者の負担軽減を図るとともに、速やかに補助金の交付を行えるようにした。また、申請の様式等についても所定の改正を行ったので、併せて報告する。

【質疑等】 なし

閉会 教育長が第4回定例会の閉会を宣言